

国・地方脱炭素実現会議 運営要領

国・地方脱炭素実現会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議終了後、環境省において記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. 会議の議事要旨及び議事録は、発言者の確認を得た上で、公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。